

発言通告表（一般質問）

令和5年9月定例会

順位	氏名（議席）	発言の要旨	答弁者
1	遠藤 盛正（22）	<p>1. 市道富士駅南口田子浦線の整備事業の早期完成について</p> <p>市道富士駅南口田子浦線は、富士駅南地区の南北の主要道路であり、小中学校や幼稚園などに通う児童に加え、JR富士駅に向かう歩行者や自転車も多く利用する道路であります。しかし、この道路には歩道がないため、特に通勤、通学時などの交通量が多い時間帯には歩行者、自転車、自動車が輻輳し、大変危険な状況となっております。</p> <p>富士市では、平成20年代から整備事業を進めており、現在、道路にかかる家屋などの多くは移転し、計画道路部が目に見えるように空き地の状態となっております。このため、予算を確実に確保し、一刻も早く本格的な工事に着手していただき、一年でも早く全線完成することにより、市民が安心して通行できる道路にさせていただきたいと思っております。そこで、現在の進捗状況と全線完成はいつになるのかお伺いします。</p> <p>2. 高齢者施設・障害者施設向け、感染症対策ガイドブック作成について</p> <p>3年以上に及ぶ新型コロナウイルス感染症への対応は、令和5年5月8日、感染症法上の位置づけが5類へ変更されたことで、1つの節目を迎えました。今後、新型コロナウイルスは、施設運営における感染症対策として、インフルエンザ等の他の感染症と合わせて取り組むこととなります。このため、重症化リスクのある方が生活する高齢者施設・障害者施設では、集団感染の防止を図る上で、これまで以上に、平時からの感染症対策が重要になると思います。</p> <p>高齢者施設・障害者施設において、感染者がいない平時から実践する感染症対策を分かりやすく解説し、さらには感染者が発生した際、症状に応じて必要な追加対策など、施設を運営する上で重要となる情報共有や職員のメンタルケアについても示したものを用意しておく必要があると思っております。</p> <p>9月1日には、富士市内の各地区で防災訓練が行われました。「平時にできないことは、災害時にもできない」と言われているように、これは、危機管理対応として、感染症対策でも全く同じだと思います。高齢者施設・障害者施設の職員が、これまで培ってきた新型コロナウイルス感染症対策を生かしつつ、施設の感染症対応力のさらなる向上を図るために、情報共有のできるガイドブックの作成が必要と思っております。そこで、以下伺います。</p> <p>(1) このコロナ禍の3年間における富士市の感染者数、死者数、感染経路などを取りまとめて検証しているか。</p> <p>(2) 平時からの実践が、感染症発生時の感染拡大を防ぐと考えますが、富士市として、高齢者施設・障害者施設で情報共有できるガイドブック作成の考えはあるか。</p>	市長 及び 担当部長

順位	氏名（議席）	発言の要旨	答弁者
2	新家 大輔（9）	<p>1. 富士川緑地へのトイレ設置について</p> <p>平成11年10月5日号の「広報ふじ」に掲載された「市長への手紙から」という記事を紹介しします。</p> <p>「富士川の河川敷にある富士川緑地のくみ取り式のトイレは、大人が入るのにも怖いと思うほど。どうか早急に水洗トイレを多く設置していただきたい」との切実な訴えに対し、市長からは「当緑地は建設省から占用使用していることから、トイレやそのほかの構造物に対して制限があり、すべて移動式の簡易トイレの設置しか許可されない。しかし、多くの皆さんが利用しているので、今後、あらゆる手法・制度を研究し、水洗トイレの設置に向けて努力していく」旨の回答がなされました。</p> <p>この訴えから24年が経過しましたが、状況はほとんど変わっておらず、特に多数の来場者であふれる週末は、老若男女トイレ利用者も増えます。「再び、富士市でスポーツを！」とリピーターを増やすためには、サービスや利便性など、訪れた方の満足度を高めることが重要です。富士川緑地における、きれいで快適なトイレの整備は本市のイメージアップに加え、集客にもつながる重要な要素の一つであると考えます。訪れる人々がより快適に利用できるトイレの早期の設置を求め、以下質問いたします。</p> <p>(1) あらゆる手法・制度を研究し、設置に向けて動くとしていたが、その後の進捗状況について伺う。</p> <p>(2) 女性専用トイレの設置についてはいかがか。</p> <p>(3) 財源の問題をクリアする手段として、先に導入されたトイレトレーラー同様にクラウドファンディングを行ったりするといった手段も考えられるがいかがか。</p>	市長 及び 担当部長

順位	氏名（議席）	発言の要旨	答弁者
3	植松 光徳（8）	<p>1. 富士市における救急医療体制の深化について</p> <p>救急医療は市民が安全・安心に地域社会で生活するための重要なセーフティネットの一つであり、アクセス時間（発症から医療機関で診療を受けるまでの時間）内に適切な医療機関に到着することが患者の生命予後を左右します。富士市でもこの救急医療体制を守るため、各機関の努力により体制の維持構築が図られています。しかし、救急受入れ困難事案、いわゆる630問題は依然として県内ワーストワンであり、市民が安心して医療を受けられる体制は整っておらず、なぜ問題が解決しないのか、進捗しないのかをさらに深く検討すべきであると考えます。そこで、以下質問します。</p> <p>(1) 630問題の現状の再確認として、当局から発生時間、症例・疾病・傷病程度に応じた内訳、救急搬送された患者の最終的な搬送先などの件数が示されている。これらの結果を踏まえ、どのように分析し、どのような点を課題と捉えているか。</p> <p>(2) 二次救急医療機関である中央病院に搬入要請のあった患者の受入れ状況について。</p> <p>① 救急外来の診察室が満室または医師・看護師等の人員不足により、新たな救急患者を一時的に受け入れることが困難となり、救急サスペンドな状態はどのくらいあったのか。</p> <p>② 患者が救急医療用の病床を長期間使用することで、新たな救急患者を受けられない出口の問題はどのくらいあったのか。</p> <p>③ 断らない救急医療体制の構築に向けてどのような対策が講じられたのか。</p> <p>(3) 救急要請があった際の対応について。</p> <p>① 消防指令センターにおけるオペレーターの判断基準、現場到着し搬送されるまでの救急隊員・搬送要請先医療機関の判断基準といった救急搬送における共通マニュアルは整備されているのか。</p> <p>② 救急搬送の現場から直接医師に電話がつながるようなホットラインは構築されているのか。</p> <p>(4) 救急医療体制構築及び630問題解消のため、県や市の行政、関係医療機関、消防、保健所、各関係団体等の協議の場はどのように開かれているのか。</p> <p>(5) 現在の救急医療課題を改善するため、地域全体での救急患者受入れ体制を整備する必要があると考える。令和4年9月定例会における答弁では、「助成制度の検討に当たっては、搬送困難事案が多い平日昼間の時間帯にどのような対策を講じれば救急患者の受入れが可能となるのか、まずは市医師会など関係機関と協議を行う」、「協議の結果を踏まえて、助成制度が630問題の解決に向けた効果的な施策となり得るのかどうか、きちんと見極めた上で実施を判断する」</p>	市長 及び 担当部長

順位	氏名（議席）	発 言 の 要 旨	答 弁 者
3	植松 光徳（8）	とじていたが、その後の進捗状況はいかがか。	市 長 及 び 担 当 部 長

順位	氏名（議席）	発言の要旨	答弁者
4	一条 義浩（27）	<p>1. 新工業団地整備について</p> <p>さきのフロント工業団地第2期の再公募においては、建築工事費の上昇をはじめ厳しい現況にもかかわらず、多数の応募があり、本市が最適な事業拠点として、また当工業団地が最良の適地として評価を得ていることを実感しました。</p> <p>しかしながら、現在、特に中規模以上の適地は限られており、需要に答えきれていないことから、3期目の整備は急務であると考え、以下、市当局の見解を伺います。</p> <p>(1) これまで本市が企業誘致・立地に要したトータルコストに対する事業効果をどのように分析しているか。</p> <p>(2) 令和2年2月定例会における答弁では、「需要過多の状態が続いているものと認識しており、現段階から今後の対応を検討する必要がある」としていたが、現時点における需給バランスへの対応について伺う。</p> <p>(3) さきに実施した富士IC周辺地区土地利用調査及び市街化調整区域未利用地基本調査の結果をどのように検証するか。</p> <p>(4) 令和2年3月の委員会答弁では、「新しい工業用地の整備を実施する場合には、民間ベースの事業としていきたい」としていたが、進展状況はいかがか。</p> <p>2. 荒廃した小規模神社の指導について</p> <p>地域の守り神として、また、コミュニティ形成の核となってきた各地域に鎮座する小規模な神社が、担い手不足や意識の変化により、草木の管理がされず、神社として継続困難な状況となりつつある箇所が散見されます。</p> <p>結果、管理が滞ることで社殿の老朽化や倒木の恐れなどが生じ、危険空き家と同様、近隣住民に不安を与えている状況が見受けられます。</p> <p>民事的には全ての責任は占有者・所有者が負うものですが、上記の事情をしんしゃくすれば、快適な生活環境の保持を担う行政による一定の関与は必要であると考え、以下、市当局の見解を伺います。</p> <p>(1) 市民生活の安全上支障となる樹木の除去や樹林樹木の保全等、市としてどのような支援を行っているか。</p> <p>(2) 本市として、適切に管理がなされていない管理主体（総代会など）に対し、市民から相談があった場合の対応はいかがか。</p> <p>(3) 市の対応として管理主体に対して、適切に管理をするよう要請や指導を行うなど一定の関与は必要と考えるがいかがか。</p>	市長 及び 担当部長

順位	氏名（議席）	発言の要旨	答弁者
5	望月 徹（11）	<p>1. 婚活支援を拡充し、結婚の多いまちづくりを 結婚をされる方については、国をはじめ各市町でも独自の支援が組み込まれています。</p> <p>結婚を望む方は多いが、出会いの機会に恵まれないという方も多いと聞いています。成婚に至る婚活支援について、本市及び外郭団体の取組は、県のふじのくに出会いサポートセンターとの連携、本市から委託を受けた業者による出会いの場の創出（令和4年度1回）、社会福祉協議会で実施している結婚相談（ハピネスF U J I）、コロナ禍前は富士商工会議所主催のイベントもありました。これ以外にも、民間事業者による結婚相談があります。</p> <p>結婚希望者の潜在的需要に応えるため、本市として婚活支援のさらなる拡充が必要と考え、以下質問します。</p> <p>(1) 本市として、多種多様な婚活イベントを毎月開催し、出会いの機会の創出を図る必要があると考えるが、当局の見解をお伺いします。</p> <p>(2) 婚活支援サポーター（縁結びサポーター）制度の導入を検討すべきと考えるが、当局の見解をお伺いします。</p> <p>2. 教員の働き方改革、サポートスタッフの拡充を 文科省は学校における働き方改革に関する総合的な方策の一つとして、2021年8月、教員業務支援員（スクールサポートスタッフ）という名称として、職務内容とともに学校教育法施行規則で明確に規定した。これは、学校教育制度の中で教員業務支援員の職務がしっかり組み込まれたことを意味します。</p> <p>2006年6月、学校教育法の改正により、小・中学校等に在籍する教育上特別の支援を必要とする児童生徒などに対して、適切な教育（特別支援教育）を行うことが明確に位置づけられました。</p> <p>本市においても、多くのスタッフを採用し、活用しています。</p> <p>現在の実態と今後の取組について、以下質問します。</p> <p>(1) 教員の現状から、働き方改革がどのようになされているか、当局の見解をお伺いします。</p> <p>(2) 特別支援サポート員の拡充を図ることで、働き方改革の一助になると考えるが、当局の見解をお伺いします。</p>	市長 及び 教育長 担当部長